

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成20年3月5日（水）

社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課施設管理室

目 次

1	国立更生援護施設等の運営について	1
2	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について	7
○ 参考資料		
1	国立更生援護施設の概要	9
2	平成20年度国立更生援護施設等における研修実施計画（案）	10
	（1）国立身体障害者リハビリテーションセンター学院	10
	（2）国立秩父学園保護指導職員養成所	16
	（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	18
	（4）心身障害児総合医療療育センター	20
3	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の 出身市区町村一覧表	21

1 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ、全国8か所設置している（参考資料編「1 国立更生援護施設の概要」参照）。

国立更生援護施設の訓練部門等は、障害者自立支援法上の指定障害者支援施設（国立秩父学園は、知的障害児施設）として「就労移行支援」、「就労移行支援（養成施設）」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「施設入所支援」を実施しているところであり、その利用は全国の障害者を対象としているので、今後も引き続き、管内市町村及び医療機関等に対し、国立更生援護施設の利用について、周知及び助言方願いする。

(1) 国立更生援護施設の事業について

○国立身体障害者リハビリテーションセンター（埼玉県所沢市）

我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ・総合的リハビリテーションの実施
- ・リハビリテーション技術の研究と開発
- ・リハビリテーション関係専門職員の養成・研修
- ・リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ・リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

なお、障害者自立支援法の施行に伴い、身体障害者中心から障害全体を視野に入れた組織、機能の見直しを行い、発達障害等の新規事業等に取り組むこととしている。

具体的な見直しの内容は以下のとおりである。

①リハセンターの名称変更（平成20年10月施行予定）

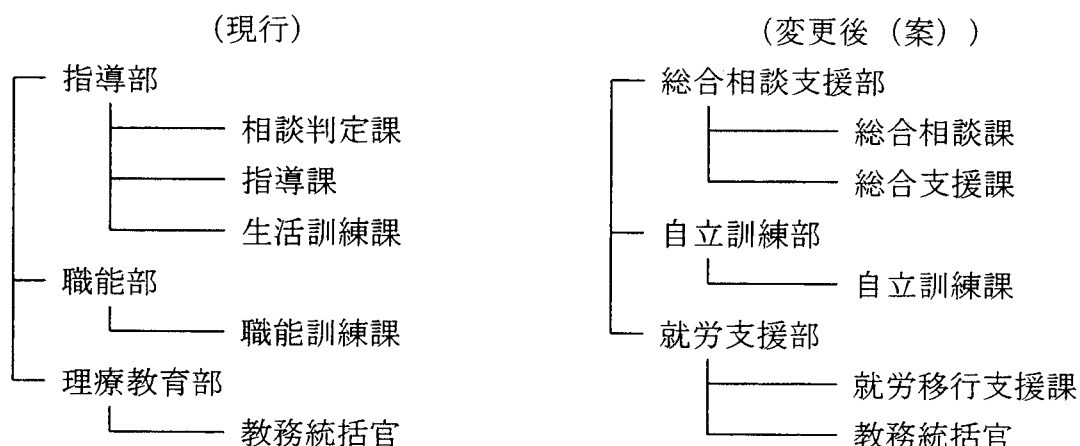
（現行）国立身体障害者リハビリテーションセンター

（改正）国立障害者リハビリテーションセンター

②更生訓練所部門の再編（平成20年10月施行予定）

障害者自立支援法のサービス体系に対応した更生訓練所の再編を行う。

また、現在視覚障害者（定員20名）を対象に実施している自立訓練（機能訓練）については、利用対象を拡充し頸随損傷者や脳卒中後遺症等の重度の肢体不自由者の受入を行うこととしており、定員を40名に増員する。



③発達障害への対応

ア 青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業

リハセンターを中心に国立秩父学園及び同一敷地内の職業リハビリテーションセンターが連携し、就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活実現のための就労支援体制のサービスモデルを確立し全国へ発信する。

イ 発達障害に対する診療体制の整備

発達障害に関する専門外来としての質の高い診断及び治療を行う体制を整備し、蓄積した治験データ等を基に、統一的な発達支援のサービスモデルの構築を目指す。

ウ 発達障害情報センターの設置

発達障害に関する国内外の文献、研究成果等を収集・整理し、発達障害者支援センター等の関係機関や一般国民等に対しホームページにより情報提供を行い、また、ポスターやシンポジウム等により発達障害に関する情報の幅広い普及・啓発活動を行う。(平成20年10月に厚生労働本省からリハセンターに移管予定)

また、平成20年度においても高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るため、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

さらに、障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設として次の事業を実施している。

①就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等（同一敷地内にある職業リハセンターと連携し、職業訓練を受けることも可能）（標準利用期間：24か月）

②就労移行支援（養成施設）

視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

③自立訓練（機能訓練）

視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練（標準利用期間：18か月）

④自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等（標準利用期間：24か月）

⑤施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等（職業リハセンター利用者も入所可）

なお、リハビリテーション関係専門職員等の研修については参考資料編「2 平成20年度国立更生援護施設における研修実施計画(案)（1）国立身体障害者リハビリテーションセンター学院」のとおり実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用されるとともに管内市町村等関係機関、施設等への周知方よろしく願います。

○国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（函館市、那須塩原市、神戸市、福岡市の4か所）は、人生中途において視覚障害となった者等を対象として次のような事業を実施している。

①就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

なお、視覚障害者の高齢化や高校進学率の高止まり等から近年利用者の減少が著しい高等課程（中卒5年）については、リハセンターに機能を集約することとし、視力4センターにおいては、平成20年度から高等課程（中卒5年）の新たな利用者の募集を停止することとしている。

②自立訓練（機能訓練）

社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を修得させるための訓練及び現職復帰の可能性のある者に対して個別の訓練プログラムを作成し、実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等（標準利用期間：18か月）

③施設入所支援

宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援等

○国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（伊東市、別府市の2か所）は、重度の肢体不自由者（主として「頸髄損傷者」）を対象に次のような事業を実施している。

①自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションを実施（標準利用期間：18か月）

②施設入所支援

宿舍の提供、入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等。

また、同センターにおいては、重度の肢体不自由者の居宅生活を可能とするための住宅改造に関する支援等も行っている。

○国立秩父学園（国立知的障害児施設）－埼玉県所沢市－

国立秩父学園は、知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施するとともに、自閉症等を有する在宅の児童に対する外来診療及び通園療育指導を行っている。

また、知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を行っており、平成20年度においては、参考資料編「2 平成20年度国立更生援護施設における研修実施計画（案）（2）国立秩父学園附属保護指導職員養成所」のとおり、発達障害者支援センターの職員を対象とした「発達障害者支援センター職員研修会」及び都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当及び保健師、保育士等の現任者を対象とした「発達障害関係職員研修会」等を実施することとしているので、職員の派遣及び管内市町村等関係機関、施設等に対する周知方よろしく願います。

(2) 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）について

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、「国際障害者年」の記念事業として位置付け、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っているので、障害者団体等が行う行事や研修等を始めとして、本センターを積極的にご利用いただけるよう関係者への周知方ご配慮願いたい。

○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施

○研修事業

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修の実施（参考資料編「2 平成20年度国立更生援護施設における研修実施計画(案)（3）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）」参照）。

- ・身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ・障害者福祉レクリエーション支援者研修 等

○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行

○会議室、宿泊施設等提供事業

各種行事や研修等のための会議室、車いすの方も宿泊できる宿泊施設及び体育施設等の提供

<参考> 施設の概要

- ・地階：会議室A（定員12名）、会議室B（定員12名）、トレーニングルーム、理容室、美容室、駐車場（15台）
 - ・1階：フロント、事務室、相談室、小会議室（定員20名）、食堂、体育館（バレーボール、テニス、バスケットボール可）
 - ・2階：大研修室（定員240名、イス席の場合350名）、中研修室（定員45名）、大会議室（定員70名）、中会議室（50名）、小会議室（定員10名）、特別会議室（定員20名）
 - ・3、4階：宿泊室 和室（8室 32名）
洋室 シングル（8室 8名）
ツイン（17室 34名）
和室教養室（2室）
- } 計 74名

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1
TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621
E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp
URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

（3）心身障害児総合医療療育センターについて

心身障害児総合医療療育センターは、戦前より肢体不自由児の療育活動を行ってきた日本で最初の肢体不自由児施設「整肢療護園」を発足の母体とし、昭和42年には、重症心身障害児施設の制度化に伴い「むらさき愛育園」を開設した。

その後、昭和54年に各診療科・検査・外来訓練等の部門を統合した外来療育部を設置し、翌年には障害の多様化等に対応するため、整肢療護園、むらさき愛育園、研修・研究部門等を包括した心身障害児のための総合的な医療療育施設として「心身障害児総合医療療育センター」が発足した。

同センターにおいては、全国の肢体不自由児施設、重症心身障害児施設に関わる職員等を対象として、療育の充実を図るため各種講習会を開催しているため、管内の関係団体及び施設等に周知方よろしく願います。（参考資料編「2 平成20年度国立更生援護施設における研修実施計画(案)（4）心身障害児総合医療療育センター」参照）

【連絡先】 心身障害児総合医療療育センター 研修・研究部 療育研修所
〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-1-10
TEL 代表：03-3974-2146 直通：03-5965-1136
FAX 03-3959-7648
URL <http://www.ryouiku-net.com/>

2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園について

わが国においては、昭和30年代に知的障害者福祉に関する法律が制定され、徐々に関係施設の整備が進められてきたが、当時においては日常生活に様々な困難を抱える重度・重複の知的障害者が利用できる施設は極めて少なく、そのような中で昭和46年に特殊法人心身障害者福祉協会「国立コロニーのぞみの園」が発足し、以来重度知的障害者の入所施設として全国からの入所を行ってきたところである。

なお、平成13年12月には行政改革の一環として「特殊法人等の整理合理化計画」が閣議決定され、国立コロニーのぞみの園については、「重度知的障害者のモデル的な処遇を行う施設」として、平成14年12月に独立行政法人国立重度知的障害者施設のぞみの園法が成立し、平成15年10月から独立行政法人として事業運営が行われているところである。

(1) 地域移行の推進について

施設利用者の地域移行について、出身地域や近隣地域のケアホーム等への移行を基本として進めているところであり、本人・保護者等の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の施設利用者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本に行っている。

現在、地域移行に向けた様々な取組を行い、関係自治体等とも個別の協議を行っているところであるので、円滑な地域移行について引き続き協力をお願いするとともに、管内市区町村への周知方よろしく願います。

なお、来年度早々に、当室からも関係自治体に対して、施設利用者の地域移行の協力に関する文書を個別に発出する予定である。

都道府県域を超えて入所するいわゆる「県外利用者」については、居住地特例により、施設利用者の費用負担は入所前の各自治体が行うことになっており、各都道府県、市区町村において「第二期障害福祉計画」（H21～23年度）を策定する際には、のぞみの園の施設利用者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量などについて、当法人の施設利用者が適切に反映されるようお願いする。

（参考資料編「3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身市区町村一覧表」参照）

<p>【連絡先】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 地域支援部地域移行課 Tel. 027-320-1602</p>
--

(2) 養成・研修等の実施について

○調査・研究等について

知的障害者の支援技術などに関する調査・研究を行い、成果について情報提供を行っているため、その活用を含め管内の関係団体及び施設等について周知方よろしくお

願います。

(平成19年度の主な調査・研究)

- ア. 地域移行後を想定した社会生活力を高めるための支援アセスメントについて
- イ. 地域移行の際の保護者の意思決定に関する調査研究
- ウ. 障害特性に応じた就労支援における安全管理に関する研究 等

【連絡先】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
企画研究部研究課 Tel. 027-320-1445

○援助・助言について

重度の知的障害者の地域移行の取組、障害者自立支援法に基づく新しい事業体系への移行、重度化・高齢化した知的障害者に対する支援技術等に関する援助・助言を行っているので、管内の知的障害関係施設等へ周知方よろしく願います。

【連絡先】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
事業調整部サービス調整室 Tel. 027-320-1562

○養成・研修について

調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援業務等に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を実施しており、今後、下記セミナー等を開催する予定であるので、管内の関係団体等に対して周知方よろしく願います。

研修コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域支援セミナー 2008	2日	300人	高崎シティギャラ リーコアホール	9月18日(木)～1 9日(金)
知的障害者の 健康管理セミナー 2008	2日	80人	ホテルメトロポリ タン高崎 (仮)	11月～12月中 に開催予定

【連絡先】 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
企画研究部企画研修課 Tel. 027-320-1367

<参考資料>

1 国立更生援護施設の概要

施設名		所在地	利用定員等
国立身体障害者リハビリテーションセンター TEL 04-2995-3100 FAX 04-2995-3102 http://www.rehab.go.jp/		埼玉県所沢市	更生訓練所 計300名 就労移行支援 100 就労移行支援（養成施設） 170 自立訓練（機能訓練） 20 自立訓練（生活訓練） 10 病院 病床数 200床 研究所 研究部 5部 補装具製作部 学院 養成学科 5学科 235 研修課程 23コース 1,649
国立 光明 寮	国立函館視力障害センター TEL 0138-59-2751 FAX 0138-59-4383 http://www.hakodate-nhb.go.jp/	北海道函館市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立塩原視力障害センター TEL 0287-32-2934 FAX 0287-32-2941 http://www.shiobara-nhb.go.jp/	栃木県 那須塩原市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立神戸視力障害センター TEL 078-923-4670 FAX 078-928-4122 http://www.kobe-nhb.go.jp/	兵庫県神戸市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	国立福岡視力障害センター TEL 092-806-1361 FAX 092-806-1365 http://www.fukuoka-nhb.go.jp/	福岡県福岡市	就労移行支援（養成施設） 100 自立訓練（機能訓練） 10
	計		440
国立 保養 所	国立伊東重度障害者センター TEL 0557-37-1308 FAX 0557-36-0571 http://www.ito-nrh.go.jp/	静岡県伊東市	自立訓練（機能訓練） 70
	国立別府重度障害者センター TEL 0977-21-0181 FAX 0977-21-2794 http://www.beppu-nrh.go.jp/	大分県別府市	自立訓練（機能訓練） 70
	計		140
国障 立害 知児 的施 設	国立秩父学園 TEL 04-2992-2839 FAX 04-2995-2253 http://www.chichibu-gakuen.go.jp/	埼玉県所沢市	学園 入園生定員 100 保護指導職員養成所 養成部 2課程 40 研修部 14コース 830
合 計			訓練指導定員 980名 病床 200床 養成研修定員 2,754名

2 平成20年度 国立更生援護施設等における研修実施計画(案)
 (1)国立身体障害者リハビリテーションセンター学院

研修会名	目的	受講資格	研修期間	日数	定員
補聴器適合判定医師研修会	聴覚障害者の補聴器適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において補聴器適合判定に従事する耳鼻咽喉科医師	【第1回】 7月 7日(月)～7月11日(金) 【第2回】 12月15日(月)～12月19日(金)	5日 5日	76名 76名
音声言語機能等判定医師研修会	音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定、音声言語・嚥下障害患者一般に対する臨床等に必要な知識と技術を習得することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設又は病院等において、音声言語・嚥下障害をもつ身体障害者に対する判定に従事する耳鼻咽喉科医師	2月16日(月)～ 2月20日(金)	5日	30名
義肢装具等適合判定医師研修会	身体障害者の義肢装具等適合判定に従事する医師の研修を行い、義肢装具等適合判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院等において、義肢装具等の適合判定に従事する医師	【第64回】 12月 8日(月)～12月12日(金) 【第65回】 3月 9日(月)～ 3月13日(金)	5日 5日	100名 100名
視覚障害者用補装具適合判定医師研修会	視覚障害者用補装具適合判定に従事する医師の研修を行い、判定技術の向上を図るとともに医学的リハビリテーションを推進することを目的とする。	身体障害者更生相談所、身体障害者更生援護施設、病院、診療所等において、視覚障害者の補助具の適合判定に従事する、あるいは今後従事する予定の眼科医師	7月30日(月)～ 8月 1日(金)	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
身体障害者福祉法 第15条に規定する 医師研修会	各都道府県、指定都市及び中核市が、身体障害者福祉法（以下「身障法」という。）の規定に基づき行う身体障害者手帳の交付事務において、国が示す身体障害認定基準（ガイドライン）に基づいて公平、適正な障害認定事務を運用できるよう、身障法第15条に規定する医師に対し、身体障害者認定基準等の必要な知識等を習得させることを目的とする。	①都道府県等が設置する身体障害者更生相談所に勤務（嘱託等を含む）する医師 ②都道府県等が身障法第15条の規定に基づき指定した医師で、都道府県・指定都市及び中核市民生主管部（局）長の推薦する者	2月 5日（木） 2月 6日（金）	1日 1日	60名 60名
更生相談所長等研修会	更生相談所の所長等に対して、地域リハビリテーション、利用者処遇、福祉機器の活用等により、更生相談所の役割機能が十分に果たせるための医学的な意見交換等を含めた研修を実施し、更生相談所業務の円滑な推進に寄与することを目的とする。	身体障害者更生相談所長及び身体障害者更生相談所長の推薦する更生相談所に勤務する職員	11月13日（木）～11月14日（金）	2日	50名
義肢装具士研修会	義肢装具士の現任訓練のため、必要な専門的知識と技術を習得させることを目的とする。	義肢装具士で所属長の推薦する者	8月 6日（水）～8月 8日（金）	3日	10名
作業療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する作業療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において頸髄損傷の作業療法に従事している者で作業療法士の免許取得後概ね3年以下の者または今後従事する予定のある者で作業療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月 1日（水）～10月 3日（金）	3日	20名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
理学療法士研修会	身体障害者のリハビリテーションに従事する理学療法士を対象として、実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、肢体不自由児施設、病院等において、現に理学療法に従事している者で、理学療法士の免許を有し、所属長の推薦する者	10月15日(木)～10月17日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(基礎)	身体障害者の心理判定業務に従事し、リハビリテーション領域での経験の浅い職員を対象として、心理専門職に必要な基礎的知識及び技術の研修を行い、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事している者で所属長の推薦する者	5月21日(水)～5月23日(金)	3日	20名
リハビリテーション心理職研修会(応用)	身体障害者の心理判定等業務に従事する者を対象として、実務に必要な専門知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図り、適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、リハビリテーション病院等において現に心理判定等の業務に従事し、概ね経験5年以上の者で所属長の推薦する者	9月17日(月)～9月19日(金)	3日	20名
言語聴覚士研修会	聴覚障害、音声機能障害及び言語機能障害のリハビリテーションに従事する言語聴覚士を対象として実務に必要な専門的知識及び技術を習得させ、その資質の向上を図ることにより適切かつ効果的な業務の運営に寄与することを目的とする。	身体障害者更生援護施設、病院等において現に言語訓練等に従事している者で、言語聴覚士の免許を有し所属長の推薦する者	12月3日(水)～12月5日(金)	3日	30名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
視覚障害生活支援 研修会	視覚障害者の支援に携わっている者に視覚障害者の生活全般に関する生活支援の知識と技術を習得させることにより、その資質の向上を図ることを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市、身体障害者更生援護施設、盲児施設、病院等において視覚障害者の支援に携わっている者で所属長の推薦する者	5月28日(水)～ 5月30日(金)	3 日	20 名
身体障害者更生相談 所身体障害者福祉司 等実務研修会	都道府県・指定都市が設置する身体障害者更生相談所に勤務する身体障害者福祉司等に対して職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより身体障害者更生相談所業務の円滑な推進に資することを目的とする。	身体障害者更生相談所において、原則として2年以上身体障害者の相談援助業務に従事した経験を有する身体障害者福祉司等の職員で所属長の推薦する者	7月16日(水)～ 7月18日(金)	3 日	60 名
手話通訳士専門研修会	手話通訳業務に従事している手話通訳士に対し、より高度な通訳技術が要求される通訳場面に対応できる専門的知識と技術の習得に関する現任訓練を行い、聴覚障害者の福祉の向上に寄与することを目的とする。	手話通訳関連業務に従事している手話通訳士で、所属長の推薦する者	9月 1日(月)～ 9月 5日(金)	5 日	20 名
リハビリテーション 看護研修会	リハビリテーション看護に必要な専門的知識を習得し、その資質の向上を図るとともに障害者の看護の充実に資することを目的とする。	身体障害者のリハビリテーション看護に3年以上従事し、看護師、准看護師の免許を有している者で所属長の推薦する者	10月28日(火)～10月31日(金)	4 日	50 名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
福祉機器専門職員 研修会	福祉機器に関する専門職員に 研修を行い、福祉機器の知識につ いて指導等に必要の専門的技術 を習得させることを目的とする。	身体障害者更生相談所、市町 村、福祉事務所等において、補装 具及び日常生活用具の相談等を 担当している専門職員で所属長 の推薦する者	1月27日(火)～ 1月30日(金)	4 日	60 名
義肢装具士靴型装具専 門研修会 (製靴コース)	義肢装具士に対する靴型装具 製作技術の訓練のため、必要な専 門知識と技術を習得することを 目的とする。	靴型装具の製作・適合業務に 従事している義肢装具士で所属 長の推薦する者	8月18日(月)～ 8月21日(木)	4 日	10 名
盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (前期) 盲ろう者通訳ガイド ヘルパー指導者研修 会 (後期)	盲ろう者のコミュニケーション 通訳に従事している者に対し、 会話用点字及び盲ろう用手話等 のコミュニケーション手段に関 する専門的知識並びに視覚障害、 聴覚障害に関連する知識を習得 させ各地域における指導的役割 を担う人材育成を図ることを目 的とする。	市(区)町村において、ガイド ヘルパーとして従事している者 及び現に身体障害者更生援護施 設等において盲ろう者の通訳介 助業務に従事している者で、都 道府県・指定都市・中核市民生 主管部(局)長の推薦する者	【前期】 6月 2日(月)～6月 6日(金) 【後期】 11月17日(月)～11月21日(金)	10 日	20 名
介助犬・聴導犬訓練者研 修会	介助犬並びに聴導犬の訓練に 従事している者を対象として、訓 練に必要な専門的知識及び技術 を習得させ、その資質の向上を図 ることにより適切かつ効果的な 業務の運営に寄与することを目 的とする。	介助犬並びに聴導犬の訓練に 従事している者で、所属長の推 薦する者	2月23日(月)～ 2月27日(金)	5 日	20 名

研 修 会 名	目 的	受 講 資 格	研 修 期 間	日 数	定 員
高次脳機能障害支援 事業関係職員研修会	高次脳機能障害者の診断、評価、リハビリテーション、支援など関連する諸問題について、都道府県・指定都市における行政担当者、関係機関の担当者(病院の医師及び関係する職種並びに福祉施設の担当者等)が必要な知識及び技術を習得することを目的とする。	都道府県・指定都市・中核市における行政担当者並びに関係機関(身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所、病院及び福祉施設等)において、診断、評価、訓練、支援等に携わる医師及び関係する職種にある者で、都道府県・指定都市障害保健福祉部(局)長の推薦のある者	7月 2日(水)～ 7月 4日(金)	3 日	200 名
相談支援従事者指導者 研修会	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施に資することを目的とし、都道府県において、ケアマネジメントの手法を用いた相談支援を実践している者に対するスキルアップ並びに地域におけるケアマネジメント従事者に対する研修・指導・助言及び更なる相談支援体制の構築・推進等について中核的な役割を担う者を養成することを目的とする。	①継続的に個別ケースを持ち、ケアマネジメントを行っている者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」及び地域の相談支援体制において、今後も中心的な役割を果たすことが見込まれる者。 ②都道府県職員等であって、相談支援業務を担当している者	6月18日(水)～ 6月20日(金)	3 日	205 名
サービス管理責任者 研修会 (指導者研修)	都道府県が推薦する指導者候補者等に対して、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの管理上必要となる講義及び演習を受講させることにより、都道府県が実施するサービス管理責任者研修の指導者を養成することを目的とする。	①サービス管理責任者研修の要件となる実務経験を満たし、都道府県が実施する「サービス管理責任者研修」の企画・講師に携わる者及び地域の障害福祉サービス事業の質の向上に向けて今後も中核的な役割を果たすことが見込まれる者 ②都道府県職員であって、「サービス管理責任者研修」当を担当している者 ③国立厚生援護機関職員であって、「サービス管理責任者の要件となる実務会見を満たし、所属長が認める者	9月10日(水)～ 9月12日(金)	3 日	292 名

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(2) 国立秩父学園附属保護指導職員養成所

研修名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
第88回 指導員・保育士コース	10日間	6月2日(月)～ 6月13日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義を中心に知識・技術等を修得させ、資質のさらなる向上を図ることを目的とする。本年度は、知的障害者福祉・知的障害者医療・知的障害者支援・演習を要目とする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
第16回 看護師コース	5日間	6月30日(月)～ 7月4日(金)	施設における医療(看護)の役割、知的障害児・者の理解と看護のあり方、福祉(支援スタッフ)と医療(医療スタッフ)との連携、さらにこれからの地域福祉・地域療育の中で施設医療の役割等について研鑽を積むことを目的とする。また、「自閉症の理解」「行動障害の理解とその対応」等を加え、受講者のニーズに応えるものとする。	知的障害関係施設で利用者の健康管理にあたる看護師	40名
第13回 施設長コース	3日間	8月26日(火)～ 8月28日(木)	施設の運営を包括的にとらえ、運営に関する専門的な研修を実施し、施設長の資質の向上、最新の情報提供、課題を持ち寄っての討議の場とし、施設相互の交流を図ることを目的とする。	知的障害関係施設の施設長または施設長代理(候補)の方	30名
第13回 新任職員コース	5日間	9月8日(月)～ 9月12日(金)	知的障害関係施設で直接援助職員として働くために必要な基礎的知識・援助技術等を習得し、福祉の心を培い資質の向上を図るとともに、参加者相互の交流を図ることを目的とする。本年度は、「福祉の基礎と援助の基礎を学ぶ」をテーマとする。	知的障害福祉の仕事に従事されている経験2年未満の方。	40名
第89回 指導員・保育士コース	10日間	10月20日(月)～ 10月31日(金)	知的障害関係施設で働いている職員に、講義・実習・見学等を通して基礎的な理論を学ばせるとともに実践の場で生かせる技術を習得させることを目的とする。本年度は、「知的障害者への支援」をテーマとし、各種支援方法を取り上げる。また、本学園での見学(実習)及び他施設への見学を加え、生活支援・日中活動支援の実際を知ることとする。	知的障害関係施設の職員(看護師も含む)	40名
テーマ別研修					
自閉症入門コース	3日間	7月23日(水)～ 7月25日(金)	自閉症の理解をはじめ、療育や援助を行う上で必要となる基礎的な知識と援助法を習得させ、実践の場で生かせることを目的とする。本年度は自閉症・発達障害の理解、各ライフステージにおける支援、支援方法、課題行動の対応等を中心に実施する予定。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名
平成20年度 第1回 自閉症トレーニングセミナー	3日間	10月3日(金)～ 10月5日(日)	自閉症に関する基礎的な知識をお持ちの方に対して、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症の方に対するより専門的な援助技術を習得することを目的とする。	自閉症の方の支援に従事している知的障害関係施設職員等	20名
第10回 自閉症子育て支援セミナー	2日間	11月15日(土)～ 11月16日(日)	自閉症・発達障害のある子どもを持つ家族や施設職員、教師、保育士等を対象として、講義や実践報告から療育の知識や援助法を習得させることを目的とする。	自閉症児・者の家族・施設職員・教師・保育士・医療関係者等	200名

行動障害コース	3日間	12月10日(水)～ 12月12日(金)	行動障害についての理解を深め、その対応や支援について学び療育や支援の場で生かせることを目的とする。本年度は主に行動障害の医学、自閉症の行動障害、支援の実際などについて実施する予定。	知的障害関係施設・重症心身障害児施設・国立病院機構の看護師・知的障害者更生相談所の職員	40名
平成20年度 第2回自閉症トレーニングセミナー	2日間	2月14日(土)～ 2月15日(日)	自閉症に関する基礎的な知識をお持ちの方に対して、その援助システムについて実践を含めた研修を行い、自閉症の方に対するより専門的な援助技術を習得することを目的とする。	保育所、児童通園施設等の保育士、幼稚園、学校の教職員	20名
地域移行支援コース	3日間	2月25日(月)～ 2月27日(水)	地域生活移行支援についての基本的考え方、ケアマネジメント、生活支援の実際、就労支援など地域移行に際しての基本的な知識や援助技術を習得することを目的とする。	知的障害福祉の仕事に従事している方・知的障害者更生相談所職員	40名

発達障害関係研修

研修名	日数	期間	研修目的	受講資格	定員
発達障害者支援センター職員研修会 (基礎研修)	3日間	5月9日(金)～ 5月11日(日)	各都道府県、政令指定都市が設置する発達障害者支援センターの職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門的知識および技術を習得させることにより同支援センター業務の円滑な推進に資することを目的とする。但し、基礎研修と専門研修の2コースを設けるものとする。	発達障害者支援センター職員で管理責任者の推薦する方。他機関で関連業務についている職員の聴講を認めることがある。	ともに 60名
発達障害者支援センター職員研修会 (専門研修)	3日間	11月7日(金)～ 11月9日(日)			
平成20年度 第1回発達障害関係職員研修会	3日間	9月24日(水)～ 9月26日(金)	都道府県・政令指定都市で発達障害分野の指導者となる行政担当者、保健師、保育士など現任者に対し自閉症・アスペルガー障害・学習障害・注意欠陥/多動性障害等といった発達障害に関する研修を行い知識・援助技術を習得させることにより業務の円滑な推進に資することを目的とする。	都道府県・政令指定都市の発達障害分野の行政担当者、保健師・保育士等で、都道府県・政令指定都市の民生主管部(局)長の推薦する方。	ともに 60名
平成20年度 第2回発達障害関係職員研修会	3日間	1月28日(水)～ 1月30日(金)			

知的障害者更生相談所職員研修

知的障害者更生相談所知的障害者福祉司等実務研修会	3日間	11月26日(水)～ 11月28日(金)	各都道府県、政令指定都市が設置する知的障害者更生相談所の職員に対して、業務を遂行していくにあたって必要な専門知識および技術を習得させることにより、同更生相談所の円滑な推進に資することを目的とする。	知的障害者更生相談所において、知的障害者の相談援助業務に従事している職員で、都道府県・政令指定都市の民政主管部(局)長の推薦する方。	40名
--------------------------	-----	-------------------------	--	--	-----

※ 上記の研修実施計画は都合により変更することがあります。

(3) 全国身体障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)

研修会名		目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者地域生活支援技術研修会		<p>障害者が地域において、自らのニーズに基づき、保健、医療、福祉等各種サービスから必要なサービスを選択し、尊厳をもって、その人らしく安心して生活を送れるよう支援することが重要である。</p> <p>そこで、地域生活支援業務に必要な知識及び技術について研修し、関係職員の資質の向上並びに地域生活支援体制の円滑な運営の確保を図ることを目的とする。</p>	市町村、障害者福祉センター、障害者地域生活支援センター、及びその他関係機関等において障害者の地域生活支援業務に携わる者。	<p><第1回> 9月2日(火) ～9月5日(金)</p> <p><第2回> 1月20日(火) ～1月23日(金)</p>	4日	100名	
障害者施設職員研修会	新任職員コース	障害者施設等の新任職員に対し、施設の一員として活躍できるよう必要な知識等について研修し、施設運営等の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等の新任職員(異動による新任を含む)。	6月11日(水) ～6月13日(金)	3日	70名	
	機能訓練・健康管理担当者コース	障害者施設等の機能訓練担当者及び健康管理担当者に対し必要な知識、技術等について研修し、障害者支援サービスの向上と施設運営の円滑化を図ることを目的とする。	障害者施設等のOT、PT、スポーツ指導員、看護師等で機能訓練、健康管理を担当する者。	10月29日(水) ～10月31日(金)	3日	70名	
身体障害者福祉センター等職員研修会		身体障害者福祉センターの施設長等幹部職員に対し、国の障害者福祉行政等新しい情報を提供するとともに地域の障害者生活支援および施設経営等の知識について研修し、施設運営の充実、強化を図ることを目的とする。	身体障害者福祉センターA型、B型及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。(開催地：広島県)	10月22日(水) ～10月23日(木)	2日	50名	
			身体障害者福祉センターA型、B型及び従来障害者デイサービス事業を実施していた障害者自立支援法に基づく生活介護事業所、地域活動支援センター等の施設長等幹部職員及び中間管理職員。	2月19日(木) ～2月20日(金)	2日	50名	
障害者保健福祉サービスコーディネーション研修会		障害特性や保健福祉サービスを円滑に提供するためのコーディネーションの理論と手法について研修し、障害者の地域での自立した生活を支援することのできる優れた人材を養成することにより、障害者の地域福祉の推進に寄与することを目的とする。	都道府県、市町村、福祉事務所、社会福祉協議会、保健所、障害者施設等に所属し、地域において障害者福祉に携わる者。	<p><第1回ベーシックコース> 6月24日(火) ～6月27日(金)</p> <p><第2回ベーシックコース> 9月23日(火) ～9月26日(金)</p>	4日	100名	
		地域生活支援業務に携わる者に対してより実践的な研修を実施し、地域で中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	地域生活支援業務に携わる者で、リーダーを目指す者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンストコース> 2月4日(水) ～2月6日(金)	3日	50名	

研修会名	目的	受講対象等	研修期間	日数	定員	資格認定等
障害者のためのレクリエーション支援者養成研修会	障害者の個々のニーズに対応したレクリエーション支援の理論と手法について研修し、障害者が潤いある豊かな生活を送れるように支援することのできる人材を養成することにより、障害者の自立と社会参加の推進に寄与することを目的とする。	障害者施設等において障害者のレクリエーション支援に携わる者。	<第1回ベーシックコース> 7月8日(火) ～7月11日(金) <第2回ベーシックコース> 12月9日(火) ～12月12日(金)	4日 4日	50名 50名	修了者は日本レクリエーション協会公認「レクリエーション・インストラクター」資格取得のための一部の履修が免除される。
	障害者のレクリエーション支援業務に携わる者について、より実践的な内容を研修することにより、レクリエーション支援の中心的存在と成りうる人材を養成することを目的とする。	障害者のレクリエーション支援担当者で、将来レクリエーション支援のリーダーとなる者(現在、リーダーとして活躍中の者を含む)。	<アドバンスコース> 3月4日(水) ～3月6日(金)	3日	50名	
	障害者の適性に応じた運動競技種目及び身体運動の実施方法並びにリハビリテーションとの関連性等について研修を行い、障害者スポーツの指導に習熟した指導者の養成を図ることにより、障害者スポーツの推進に寄与することを目的とする。	日本社会福祉教育学校連盟加盟校の学生で障害者のスポーツ・レクリエーション活動に興味があり、今後の障害者スポーツ活動の振興に貢献する意欲のある者。	<第1回> 8月5日(火) ～8月8日(金) <第2回> 8月19日(火) ～8月22日(金) <第3回> 3月17日(火) ～3月20日(金)	4日 4日 4日	100名 100名 100名	修了者は日本障害者スポーツ協会公認「初級スポーツ指導員」の資格取得を申請することができる。

※ 上記の研修会概要は都合により変更することがあります。

(4) 心身障害児総合医療療育センター

	講習会名	受講対象者	講習期間
1	第55回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	4月22日(火)～4月23日(水) (2日間)
2	第41回 重度・重症児(者)医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる職員	5月13日(火)～5月16日(金) (4日間)
3	第30回 看護指導者講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設の病棟師長・主任看護師およびこれに準じる職員	5月27日(火)～5月30日(金) (4日間)
4	第56回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	6月3日(火)～6月4日(水) (2日間)
5	第7回 障害児者のプール指導講習会	障害児(者)のプール指導に携わる職員	6月11日(水)～6月13日(金) (3日間)
6	第64回 重症障害児(者)看護師講習会	各種療育施設において重症障害児(者)の療育に携わる看護師	6月23日(月)～6月27日(金) (5日間)
7	第19回 東京コース(2008年度)ボバースアプローチ8週間講習会	PT. OT. ST. MDで脳性麻痺児の治療・訓練に携わり今後もその分野に従事する職員(経験3年以上)	7月7日(月)～8月29日(金) (8週間)
8	第3回 ペアレントトレーニング講習会	療育相談機関(療育施設・保健所・学校等)で発達障害児に関わる職員	9月3日(水)～9月4日(木) (2日間)
9	第57回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	9月9日(火)～9月10日(水) (2日間)
10	第24回 重症障害児(者)医療看護師講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師	9月27日(土)～9月28日(日) (2日間)
11	第65回 重症障害児(者)療育職員講習会	重症障害児(者)の療育に携わる療育職員(保育士・指導員・介護士等)	10月6日(月)～10月10日(金) (5日間)
12	第77回 肢体不自由児等 看護師講習会	各種療育施設において主として重度肢体不自由児の療育に携わる看護師	10月21日(火)～10月24日(金) (4日間)
13	第44回 肢体不自由児等 療育職員講習会	各種療育施設において主として重度肢体不自由児の療育に携わる療育職員	11月10日(月)～11月14日(金) (5日間)
14	第58回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	11月18日(火)～11月19日(水) (2日間)
15	第42回 重度・重症児(者)医療・看護(基礎)講習会	重症障害児(者)の療育に携わる看護師(職場経験3年未満)	12月2日(火)～12月5日(金) (4日間)
16	第25回 重症障害児(者)医療看護師講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる看護師	1月15日(木)～1月17日(土) 予定 (3日間)
17	第41回 幼児通園療育職員講習会	幼児通園療育に携わる職員(保育士・児童指導員・等)	1月26日(月)～1月30日(金) (5日間)
18	第16回 給食関係職員講習会	肢体不自由児施設・重症心身障害児(者)施設及び関連施設に勤務し給食関係業務に携わる職員	2月5日(木)～2月7日(土) (3日間)
19	第59回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	2月17日(火)～2月18日(水) (2日間)
20	第43回 重度・重症児(者)医療・介護講習会	重度肢体不自由児・重症心身障害児(者)の療育に携わる職員	2月24日(火)～2月27日(金) (4日間)
21	第26回 重症障害児(者)医療講習会	障害児(者)とくに重症児(者)の医療・療育に携わる医師	3月7日(土)～3月8日(日)予定 (2日間)
22	第60回 摂食指導(基礎・実習)講習会	各種療育施設等で摂食指導に携わる職員	3月17日(火)～3月18日(水) (2日間)
23	1日摂食指導(診断・評価)講習会	摂食指導(基礎・実習)講習会を受講済の者	3月27日(金)

3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園施設利用者の出身市区町村一覧表

平成20年2月1日 現在

	都道府県	市町村	人数
1	北海道	士幌町	1
2		釧路市	1
3		苫小牧市	1
4		札幌市	1
5		稚内市	1
6		北見市	1
7		江差市	1
8		伊達市	1
9		帯広市	1
10	岩手県	奥州市	1
11		大槌町	1
12		花巻市	1
13		北上市	1
14	宮城県	仙台市	1
15	秋田県	秋田市	1
16		五城目町	1
17	山形県	山形市	1
18		飯豊町	1
19		三川町	1
20		長井市	1
21	福島県	郡山市	1
22		南相馬町	1
23		西郷村	1
24	茨城県	結城市	1
25		日立市	2
26		土浦市	2
27		水戸市	2
28		筑西市	2
29		常陸太田市	1
30		高萩市	1
31		古河市	1
32		栃木県	宇都宮市
33	栃木市		1
34	鹿沼市		1
35	足利市		2
36	小山市		1
37	岩舟町		1
38	大平町		1
39	河内町		2
40	那須町		1
	都道府県	市町村	人数

	都道府県	市町村	人数
41		大田原市	1
42		塩谷町	1
43	群馬県	渋川市	1
44		伊勢崎市	1
45		前橋市	6
46		玉村町	1
47		高崎市	6
48		安中市	2
49		太田市	3
50		神流町	2
51		甘楽町	2
52		藤岡市	1
53		中之条町	1
54	埼玉県	さいたま市	6
55		川口市	3
56		三芳町	1
57		熊谷市	1
58		川越市	2
59		宮代町	1
60		草加市	1
61		寄居町	1
62		狭山市	1
63		東松山市	1
64		吉川市	1
65		羽生市	2
66		鳩山町	1
67		坂戸市	1
68		ふじみ野市	1
69		小川町	2
70		深谷市	2
71	幸手市	1	
72	鴻巣市	1	
73	春日部市	2	
74	上尾市	1	
75	入間市	2	
76	所沢市	1	
77	吉見町	1	
78	皆野町	1	
79	北本市	1	
80	三郷市	1	
	都道府県	市町村	人数

	都道府県	市町村	人数
81	東京都	港区	1
82		新宿区	2
83		文京区	1
84		台東区	2
85		墨田区	2
86		江東区	2
87		品川区	3
88		目黒区	3
89		大田区	3
90		世田谷区	5
91		渋谷区	1
92		杉並区	2
93		豊島区	4
94		北区	5
95		荒川区	2
96	板橋区	4	
97	練馬区	8	
98	足立区	7	
99	葛飾区	4	
100	江戸川区	5	
101	八王子市	3	
102	立川市	1	
103	武蔵野市	2	
104	三鷹市	4	
105	青梅市	1	
106	府中市	1	
107	昭島市	2	
108	調布市	1	
109	小金井市	2	
110	日野市	1	
111	東村山市	1	
112	国分寺市	2	
113	東大和市	1	
114	東久留米市	3	
115	瑞穂町	1	
116	千葉県	船橋市	4
117		八千代市	3
118		浦安市	2
119		野田市	1
120		松戸市	2
121		市川市	6
122		匝瑳市	1
123		鴨川市	1
	都道府県	市町村	人数

	都道府県	市町村	人数	
124		佐倉市	2	
125		銚子市	2	
126		睦沢町	1	
127		柏市	3	
128		八街市	1	
129		千葉市	9	
130		神奈川県	相模原市	5
131			南足柄市	1
132			小田原市	2
133	平塚市		1	
134	川崎市		4	
135	城山町		1	
136	大和市		1	
137	横須賀市		1	
138	座間市		1	
139	秦野市		1	
140	厚木市		2	
141	藤沢市		2	
142	横浜市	11		
143	新潟県	小千谷市	2	
144		阿賀町	1	
145		南魚沼市	3	
146		栃尾市	1	
147		佐渡市	1	
148		川口町	2	
149		田上町	1	
150		魚沼市	1	
151		長岡市	7	
152		三条市	3	
153		柏崎市	1	
154	新潟市	2		
155	燕市	1		
156	富山県	富山市	2	
157		滑川市	2	
158		入善町	1	
159	石川県	金沢市	2	
160		加賀市	1	
161		七尾市	1	
162	山梨県	甲府市	3	
163		南部町	1	
164		甲斐市	1	
165		北杜市	1	
166		大月市	1	
	都道府県	市町村	人数	

	都道府県	市町村	人数
167		増穂町	1
168	長野県	長野市	3
169		北相木村	1
170		佐久市	2
171		小諸市	1
172		上田市	1
173		南牧村	1
174		岐阜県	恵那市
175	郡上市		1
176	東白川村		1
177	岐阜市		2
178	多治見市		1
179	静岡県	三島市	2
180		静岡市	2
181		伊豆の国市	1
182		川根本町	1
183		藤枝市	1
184		裾野市	1
185		浜松町	1
186		湖西市	1
187		掛川市	1
188		沼津市	1
189		森町	1
190	愛知県	小牧市	1
191		一宮市	2
192		豊橋市	1
193		弥富町	1
194		一色町	1
195		名古屋市	5
196		瀬戸市	2
197	三重県	御浜町	1
198		伊勢市	1
199	滋賀県	東近江市	1
200		彦根市	1
201	京都府	福知山市	1
202		精華町	1
203		綾部市	1
204	大阪府	守口市	2
205		高槻市	1
206		大阪市	2
207		八尾市	1
208	兵庫県	播磨町	1
209		宝塚市	1
210		神戸市	4
211		西宮市	1
212		豊岡市	2

	都道府県	市町村	人数
213		相生市	1
214		赤穂市	2
215	奈良県	天川村	1
216	和歌山県	和歌山市	1
217		紀の川市	1
218	鳥取県	八頭町	1
219		琴浦町	1
220		鳥取市	1
221	島根県	益田市	1
222		出雲市	2
223		雲南市	2
224		松江市	1
225	岡山県	岡山市	2
226	広島県	廿日市市	1
227		広島市	4
228		尾道市	1
229		北広島町	1
230		三原市	1
231	山口県	岩国市	1
232		周南市	1
233	徳島県	阿南市	1
234	香川県	小豆島町	1
235		丸亀市	2
236	愛媛県	今治市	1
237		伊方町	1
238		松山市	1
239	高知県	高知市	1
240		土佐町	1
241		土佐市	1
242	福岡県	北九州市	2
243		大牟田市	1
244	佐賀県	小城市	1
245	大分県	大分市	2
246	宮崎県	高鍋町	1
247		宮崎市	3
248	鹿児島県	いちき串木野市	1

合計	42 都道府県
	248 市区町村

入所利用者数	432
--------	-----